

岩見沢市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和7年11月26日 水曜日 午後3時50分から
午後4時35分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室1・2

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽恵子	(議席 22 番)
	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 23 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
	委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)

委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)

4. 欠席委員

委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 1 7 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 3 0 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

5. 事務局出席

事務局長	加 藤 宏 規
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	戸 沼 貴 志

議長
(日笠代理)

只今より、令和7年岩見沢市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日は、佐々木会長が不在でございますので、わたくし日笠が議長を務めさせていただきます。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号24番志賀野委員、25番杉村委員をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案4件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号、農業委員会の動向について、記載のとおりですが、ご報告いたします。

11月12日から11月14日まで、農業委員道外視察研修を実施いたしました。尾田総務委員長を団長に、農業委員が10名、事務局1名、計11名が参加しております。

11月20日、JAいわみざわにおいて、「農業者年金受給のための説明会」が開催されましたが、受給関係者が6名、委員ほか事務局4名、計10名が参加しております。

11月26日、東京都、銀座ブロッサムで開催の「農業者年金加入推進セミナー」に、佐々木会長が出席しております。

本日、第4回農政委員会が、開催されましたが、「農政だより」について、協議しております。そして、岩見沢市農業委員会第11回総会の開催となっております。

以上でございます。

日程4、報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の告示について、ご報告いたします。

この件につきましては、先月の総会においてご協議いただき、法第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請し、要請のとおり認可申請され、認可し、告示したところで

す。それでは、議案4ページ別紙1上段の表に記載の所有権については、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業貸付タイプにより、買い入れされた農地で、103番他6件の所有権移転の設定です。

次に、議案同ページ別紙1下段の表に記載の賃貸借については、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業貸付タイプにより、貸し付けされた農地で、10番他1件の賃借権の設定です。

次に、議案5ページ別紙2の表に記載の所有権については、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業即売りタイプにより、買い入れ及び売り渡された農地で、110番他8件の所有権移転の設定です。

なお、農地売買等事業貸付タイプの買入については、告示第206号で令和7年11月10日に、農地売買等事業貸付タイプの貸付及び農地売買等事業即売りタイプについては、告示第207号で令和7年11月14日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号、照会不動産に係る回答についてを上程いたします。

船戸係長
議長
船戸係長

議長

森田係長
議長
森田係長

説明を求めます。

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案6ページ、報告第3号、照会不動産に係る回答についてをご説明申し上げます。
今回の件数は3件で、札幌法務局岩見沢支局登記官からの照会でございます。

内容は、照会地の土地の農地性、転用許可の有無、建物建築の制限等、その他参考事項についての照会であります。

まず、総会議案7ページ、照会番号1、文書番号日記第34号、照会年月日令和7年10月8日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、昭和61年6月25日付けで農地法第5条の転用許可がされていることを確認いたしております。

建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域となっております。

次に、総会議案9ページ、照会番号2、文書番号日記第35号、照会年月日令和7年10月17日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。

建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の準工業地域となっております。

次に、総会議案11ページ、照会番号3、文書番号日記第36号、照会年月日令和7年10月21日です。

まず、農地性ですが、耕作された形跡がなく、雑草が繁茂しており、一部には住宅が建築されており非農地の判定をいたしました。

次に、転用許可の有無については、無いものと確認しております。

建物建築の制限は、容積率200%、建ぺい率60%、日影制限ありで、都市計画区域内の第1種中高層住宅専用地域となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程6、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

ここで、 の議事参与を制限します。

それでは、総会議案14ページ、整理番号1番について説明をお願いいたします。

船戸係長
議長
船戸係長

議長、振興係長。

振興係長。

それでは、総会議案14ページ、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、先に整理番号1番についてその内容を説明いたします。

議案14ページ、整理番号1番については、公益財団法人北海道農業公社が実施する農地売買等事業により売買することから解約するもので、11月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

この案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたし

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。
 それでは、残りの案件について、説明をお願いいたします。
 船戸係長 議長、振興係長。
 議長 振興係長。
 船戸係長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
 総会議案14ページ、整理番号2番については、他の農業者に貸し付けることから解約
 するもので、11月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
 次に、総会議案同ページ、整理番号3番から4番については、公益財団法人北海道農業公
 社が実施する農地売買等事業により売買することから解約するもので、11月5日に解約
 され、同日付けで通知されたものでございます。
 次に、総会議案15ページ、整理番号5番については、借り手と貸し手の双方の都合によ
 り解約するもので、11月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。
 これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておしま
 いますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願
 いいたします。
 議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
 日程7、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
 説明を求めます。
 森田係長 議長、農地係長。
 議長 農地係長。
 森田係長 それでは、総会議案16ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につ
 いて、ご説明申し上げます。今回の申請件数は9件で、内訳につきましては、所有権の設定が
 5件、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定が3件でございます。
 まず、総会議案17ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、高齢で耕作困難なため所有
 する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模
 拡大により経営の安定を図るものです。
 価格は、田で []
 []です。
 なお、申請地は11月11日に西村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいた
 だきました。
 次に、総会議案同ページ、整理番号2番に記載の貸主は、遠隔地で耕作困難なため所有す
 る農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模
 拡大により経営の安定を図るものです。
 価格は、田で []です。
 なお、申請地は11月11日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいた
 だきました。
 次に、総会議案同ページ、整理番号3番に記載の譲渡人は、相続した農地を農地所有適格
 法人へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営
 の安定を図るものです。
 価格は、畑で []です。
 なお、申請地は11月11日に岩瀬委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいた

できました。

次に総会議案１８ページ、整理番号４番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [REDACTED] です。

なお、申請地は１１月１１日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号５番に記載の譲渡人は、相続した農地を隣接する農業者へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

なお、申請地は１１月１１日に平委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に総会議案同ページ、整理番号６番の貸主は、所有する農地を隣接する農地所有適格法人へ賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [REDACTED] です。

なお、申請地は１１月１１日に西村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に総会議案１９ページ、整理番号７番の貸主は、所有する農地を隣接する農地所有適格法人へ賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [REDACTED] です。

なお、申請地は１１月１１日に西村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に総会議案同ページ、整理番号８番の貸主は、使用貸借権の設定により農地を無償で貸し付けるもので、借主は、農地を無償で借り受け、農業経営を継続するものです。

なお、申請地は１１月１１日に山田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に総会議案同ページ、整理番号９番の貸主は、使用貸借権の設定により後継者に経営移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、農地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は１１月１１日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう お願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程８、議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案についてを上程いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、同法第１９条第３項の規定により、意見を求められたものです。

なお、農用地利用集積等促進計画案については、同法第１８条第５項の各要件に該当すると認められますので、その内容につきまして各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第１地区の説明をお願いいたします。

議長

吉成委員長	吉成常任委員長。 第1地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案21ページから24ページ、賃貸借12番から15番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。 議案25ページから26ページ、所有権119番から120番は、公益財団法人北海道農業公社の「農地売買等事業、即売りタイプ」により所有農地を処分し、北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 吉成常任委員長は自席にお戻りください。 次に第2地区の説明をお願いいたします。
森委員長	森常任委員長。 第2地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案27ページ、賃貸借16番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。 議案28ページから33ページ、所有権121番から126番は、公益財団法人北海道農業公社の「農地売買等事業、即売りタイプ」により所有農地を処分し、北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 森常任委員長は自席にお戻りください。 次に第3地区の説明をお願いいたします。
山田委員長	山田常任委員長。 第3地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案34ページから38ページ、賃貸借17番から21番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。 議案39ページから48ページ、所有権127番から132番は、公益財団法人北海道農業公社の「農地売買等事業、即売りタイプ」により所有農地を処分し、北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。 (無しの声) ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 山田常任委員長は自席にお戻りください。 次に第4地区の説明をお願いいたします。
	尾田常任委員長。

尾田委員長	第4地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案49ページから50ページ、賃貸借22番から23番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 尾田常任委員長は自席にお戻りください。 次に第5地区ですが、ここで[]の議事参与を制限します。 それでは、議案61ページ、賃貸借34番について説明をお願いいたします。 川北常任委員長。
川北委員長	第5地区常任委員会より、ご説明いたします。 先に、賃貸借34番について、ご説明いたします。 議案61ページ、賃貸借34番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。 次に、[]の議事参与を制限します。 それでは、議案62ページ、賃貸借35番について、説明をお願いいたします。 川北常任委員長。
川北委員長	次に、賃貸借35番について、ご説明いたします。 議案62ページ、賃貸借35番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。 それでは、残りの案件につきまして、説明を求めます。 川北常任委員長。
川北委員長	次に、議案51ページから60ページ、賃貸借24番から33番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

川北常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区ですが、ここで[]の議事参与を制限します。

それでは、議案69ページ、賃貸借42番について説明をお願いいたします。

坂野常任委員長。

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

先に、賃貸借42番について、ご説明いたします。

議案69ページ、賃貸借42番は、公益財団法人北海道農業公社の「中間管理事業」により農地を借り受けるものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、第6地区の残りの案件について、説明をお願いいたします。

坂野常任委員長。

議案63ページから67ページ、賃貸借36番から40番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案68ページ、賃貸借41番は、公益財団法人北海道農業公社の「中間管理事業」により所有農地を貸し付けるものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

坂野常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。

長森常任委員長。

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案70ページから71ページ、所有権133番から134番は、公益財団法人北海道農業公社の「農地売買等事業、即売タイプ」により所有農地を処分し、北海道農業公社が買入された農地の売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

無いようですので、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

本決定については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に対し要請するものであります。

なお、要請のとおり認可申請された場合については、認可し、即日公告することといたします。

このことに、ご異議ございませんか。

(無しの声)

それでは、決定することといたします。

公告につきましては、公益財団法人北海道農業公社のスケジュールにより、農地売買等事業貸付けタイプは12月5日、農地中間管理事業及び農地売買等事業即売りタイプは12月19日を予定しています。

日程9、議案第4号、現況証明についてを上程いたします。

今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

瀧本担当委員。

瀧本委員

それでは、総会議案72ページ、議案第4号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、11月11日に、西村委員、森委員とわたくし瀧本、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。 今回の岩見沢地区の調査件数は8件です。

まず、総会議案73ページ、整理番号1番から整理番号3番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案75ページ、整理番号4番、整理番号5番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番の申請地は、年月日不詳だが、田として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で管理されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案77ページ、整理番号7番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、倉庫が建築されており、また、雑草等が繁茂し、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一部は公衆用道路及び雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

瀧本担当委員は自席にお戻りください。

次に、北村地区について、説明をお願いいたします。

岩瀬担当委員。

岩瀬委員

それでは、北村地区の説明をいたします。

去る、11月11日に、留木委員、伊藤委員とわたくし岩瀬、事務局伊藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について、ご報告いたします。 今回の北村地区の調査件数は4件です。

総会議案77ページ、整理番号9番、総会議案79ページ、整理番号10番から整理番号12番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議 長	以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声)
近藤委員	無いようですので、提案のとおり決定いたします。 岩瀬担当委員は自席にお戻りください。 次に、栗沢地区について、説明をお願いいたします。 近藤担当委員。 それでは、栗沢地区の説明をいたします。 去る、11月11日に、杉村委員、坂野委員とわたくし近藤、事務局佐藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。 今回の栗沢地区の調査件数は1件です。
議 長	総会議案81ページ、整理番号13番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、一部は道路及び雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。 以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり決定いたします。 近藤担当委員は自席にお戻りください。
戸田委員	次に、その他ですが、戸田委員より道外視察研修の報告をいたします。 先日実施いたしました道外視察研修において、この場をお借りして、研修参加者を代表して、第4地区常任委員会戸田より皆様に報告させていただきます。 第25期岩見沢市農業委員道外視察研修第3班は、尾田総務委員長を班長として、伊藤委員、井川委員、志賀野委員、杉村委員、平委員、岩瀬委員、引頭委員、瀧本委員、黒島委員、坂野委員と私、戸田、随員として森田係長の予定でございましたが、残念ながら、岩瀬委員、引頭委員が都合により欠席となりましたので、計11名にて、11月12日から14日までの2泊3日の日程で、宮城県大崎市、登米市の2ヵ所2団体を訪れ、視察研修を実施してまいりました。 11月12日水曜日、1ヵ所目の視察地、宮城県の世界農業遺産の「大崎耕土」について、大崎市役所産業経済部農政企画課世界農業遺産未来戦略室の皆様にご対応をいただきました。 世界農業遺産とは、何世代にもわたり形作られてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった、世界的に重要なシステムで、10月末現在で世界29か国、102地域が認定されており、国内では17か所が認定されているそうです。 認定には、一つ、食料と生計の保障、二つ、農業生物多様性、三つ、地域の伝統的な知識システム、四つ、文化・価値観及び社会組織、五つ、景観の特徴の五つの認定基準があり、その中で評価を受けたポイントとして、巧みな水管理、社会組織、景観があり、水管理においては、「番水」という かつて用水不足に悩んでいた先祖が、知恵を出し合い作ったもので、せき板を使い、順番と時間を決めて、少ない水をみんなで分け合うシステムで、現在でも利用されており渇水時でも豊作を迎えることが出来たそうです。 社会組織においては、契約溝という農耕や生活を互いに助け合う組織で、5人から10人で一つの組織が形成され、かつては760の契約溝が存在したそうです。 景観においては、「居久根」と言う屋敷回りを囲う屋敷林のことで、古くから風や雪から屋敷に暮らす人々を守ってきました。この居久根は伊達政宗公が、水田開発をしたときに植えさせたのが始まりと言われているそうです。
	2日目、11月13日木曜日、2ヵ所目の視察地、宮城県登米市にあります有限会社伊豆

沼農産を訪問し、同社の伊藤代表取締役会長にご対応をいただきました。

伊豆沼農産は、1988年に創業され、従業員33名、事業内容は農業、食品加工、酒類製造、飲食業等で、創業時は農業の産業化をテーマに、農業の6次産業化を通じて地域資源の付加価値化に取り組み、現在は農村の産業化をテーマに、食農体験、農泊等を通じ、持続可能な農村のモデルづくりを実践している会社で、「伊豆沼ハム」「伊達の純粹赤豚」が主力商品で、取引先としては、大手百貨店や海外輸出も行っているそうです。

伊藤会長は、新しく価値あるものを作るのではなく、今あるものに新しい価値を見つけて、価値あるものに変えていく、高齢者は生産は出来ないが、知恵と技術を持っている。その価値を見出し、高齢者を担い手に変えて行くことが出来れば、高齢者は生きがいを感じ、健康寿命が延び地域が活性化する等、大変興味深いお話を聞くことが出来ました。その後、施設見学をし生ハムの製造所や直売店等を見学し、昼食は伊豆沼農産の農家レストランで、ロースカツと郷土料理のはっと鍋を美味しくいただきました。

以上、3日間の道外視察研修を終了し、無事、帰岩いたしました。研修により得た知識や経験を今後の農業委員会活動に活かし、地域の農業者にも広めてまいりたいと考えております。

最後に、この度の研修におきまして、ご理解ご協力を賜りました佐々木会長をはじめとした農業委員の皆様、また関係機関各位に感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

その他、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月12月の総会ですが、12月23日(火)午後4時00分から、市役所4階、委員会室1、2で開催いたします。

なお、現況証明願いの現地調査は、降雪等を考慮して来春まで休止し、4月から再開いたしますので、ご了解願います。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

議長